

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件の概況

1 不当労働行為事件取扱件数

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

平成29年における申立件数は8件で、前年より1件減少し、過去5年間（平成24年～28年）の平均9件と比べても1件減少した。

(単位：件)

区分 \ 年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
前年からの繰越し	5	11	3	5	5
新規申立て	15	10	6	9	8
計	20	21	9	14	13

2 業種別申立件数

最近5年間の業種別申立件数は、次表のとおりである。平成29年における業種別申立件数は、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」がそれぞれ2件、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」がそれぞれ1件であった。

(単位：件)

区分 \ 年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	1	0
建設業	1	0	0	1	0
製造業	0	0	1	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	1	0	0	0	0
運輸業、郵便業	3	2	1	1	1
卸売業、小売業	0	0	2	0	1
金融業、保険業	0	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業	1	0	0	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	0	1	2
教育、学習支援業	3	1	1	0	1
医療、福祉	1	3	0	5	1
複合サービス事業	0	0	0	0	2
サービス業	4	3	1	0	0
公務	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	15	10	6	9	8

3 該当号別申立件数

最近5年間の労働組合法第7条各号別申立事件数は、次表のとおりである。
平成29年における申立号別の内訳を見ると、7条各号の単独号での申立ては2号の2件であり、他6件は複数号での申立てである。1号を含む申立てが6件（75%）、2号を含む申立てが6件（75%）、3号を含む申立てが5件（63%）となっている。

（平成29年12月31日現在）（単位：件）

年		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
7条	1号該当	0	1	0	0	0
〃	2号 〃	8	1	4	7	2
〃	3号 〃	0	0	0	0	0
〃	4号 〃	0	0	0	0	0
〃	1・2号 〃	0	1	0	1	1
〃	1・3号 〃	2	2	1	0	2
〃	1・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	2・3号 〃	0	0	1	0	0
〃	2・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	3・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	1・2・3号 〃	3	3	0	1	3
〃	1・2・4号 〃	0	1	0	0	0
〃	1・3・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	2・3・4号 〃	1	0	0	0	0
〃	1・2・3・4号 〃	1	1	0	0	0
計		15	10	6	9	8

注 追加申立て及び一部取下げを含む。

4 被申立人企業内の組合組織状況

最近5年間の申立事件に係る組合組織状況は、次表のとおりである。
（単位：件）

年		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
組合が1だけのもの		10	7	5	9	6
組合が2以上のもの		5	3	1	0	2
計		15	10	6	9	8

5 申立人別申立件数

最近5年間の申立人別申立件数は、次表のとおりである。
平成29年は、申立人の全てが組合単独である。

(単位：件)

区分	年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
組合		14	10	6	9	8
個人		0	0	0	0	0
上部組合		0	0	0	0	0
組合・個人		0	0	0	0	0
組合・上部組合		1	0	0	0	0
個人・上部組合		0	0	0	0	0
組合・個人・上部組合		0	0	0	0	0
計		15	10	6	9	8

6 合同労組による申立件数及び駆け込み申立件数

いわゆる合同労組による不当労働行為救済申立件数と、これらの事件に含まれる、いわゆる駆け込み申立件数は、次のとおりである。

平成29年においては、合同労組による申立てが88%を占めている。

(単位：件)

区分	年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全申立件数		15	10	6	9	8
合同労組申立て (駆け込み申立て：内数)		12 (3)	9 (1)	4 (2)	6 (4)	7 (1)

7 企業規模別申立件数

最近5年間の企業規模別申立件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

区分	年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
29人以下		4	1	2	2	1
30人～49人		2	1	0	0	0
50人～99人		5	2	1	4	2
100人～299人		1	1	0	1	1
300人～499人		0	1	1	0	1
500人～999人		1	3	1	0	2
1,000人以上		2	1	1	2	1
計		15	10	6	9	8

8 終結状況

(1) 事件終結状況

最近5年間の事件終結状況は、次表のとおりである。

平成29年においては、取下げ・和解による終結は前年に比べ増加し、命令・決定による終結は減少している。

(単位：件)

区分		年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
係属	前年からの繰越		5	11	3	5	5	
	新規申立て		15	10	6	9	8	
	計		20	21	9	14	13	
終結状況	取下げ・和解	取下げ	0	0	0	1	0	
		和 解	無関与	0	3	0	0	0
			関与	5	10	3	3	6
	計		5	13	3	4	6	
	命令・決定	全部救済		2	3	0	2	0
		一部救済		0	1	0	1	2
		棄却		1	1	1	2	0
		却下		1	0	0	0	0
		計		4	5	1	5	2
	合計		9	18	4	9	8	
翌年への繰越し		11	3	5	5	5		

(2) 終結区分別平均処理日数

最近5年間の終結区分別平均処理日数は、次表のとおりである。

平成29年においては、平均処理日数が命令・決定事件は前年に比べ減少し、取下げ・和解事件は増加している。

(単位：日 (件))

区分	年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
命令・決定		244(4)	340(5)	351(1)	354(5)	291(2)
取下げ・和解		197(5)	165(13)	270(3)	153(4)	167(6)
総平均(計)		218(9)	213(18)	291(4)	265(9)	198(8)

- (3) 終結区分別最長・最短処理日数
最近5年間の終結区分別最長・最短処理日数は、次表のとおりである。
(単位：日)

年		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
区分						
命令・決定	最長	343	362	351	441	308
	最短	191	277	351	273	273
取下げ・和解	最長	245	328	385	304	319
	最短	74	18	136	57	85

- (4) 命令・決定事件に関する確定及び不服状況
最近5年間の命令・決定事件について所定期間内に再審査申立てや行訴提起がなされた事件及び再審査申立て等が行われず確定した事件の状況は、次表のとおりである。

(平成29年12月31日現在) (単位：件)

年		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
区分						
命令・決定		4	5	1	5	2
確定		0	0	1	2	0
再審査	労側申立て	2	0	0	1	1
	使側申立て	1	1	0	2	0
行訴	労側提起	0	2	0	0	0
	使側提起	1	3	0	0	1

- (注) 確定、再審査、行訴の件数は、当該命令・決定が出された年に計上する。
平成26年の命令のうち、1件は労使双方行訴提起。

9 審査の期間の目標及びその達成状況

労働組合法第27条の18の規定に基づく審査の期間の目標及び目標の達成状況は次のとおりである。

(1) 審査の期間の目標

平成29年の審査の期間（命令交付までの期間）の目標は、次のとおりであった。

- ・労働組合法第7条第2号単独事件 10か月未満
（審査に時間を要することが見込まれる事件は1年未満）
- ・その他の事件 1年未満

なお、平成30年における審査の期間の目標は、平成29年と同様である。

(2) 目標の達成状況等

ア 終結区分別平均処理日数（最近5年間の終結区分別平均処理日数）

平成29年の終結事件の終結区分別平均処理日数を見ると、命令・決定によるものは291日（10月）、取下げ・和解によるものは167日（5月）で、総平均では198日（7月）となっている。

（単位：日（件））

区分	年					
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25～29年平均
命令・決定	244(4)	340(5)	351(1)	354(5)	291(2)	316(3.4)
審査の期間の目標10か月未満	-	-	- (0)	274(2)	273(1)	273(1.0)
審査の期間の目標1年未満	244(4)	340(5)	351(1)	408(3)	308(1)	325(2.8)
取下げ・和解	197(5)	165(13)	270(3)	153(4)	167(6)	179(6.2)
審査の期間の目標10か月未満	-	-	136(1)	103(3)	120(4)	116(2.6)
審査の期間の目標1年未満	197(5)	165(13)	338(2)	304(1)	262(2)	201(4.6)
総平均（計）	218(9)	213(18)	291(4)	265(9)	198(8)	228(9.6)
審査の期間の目標10か月未満	-	-	136(1)	171(5)	150(5)	159(3.6)
審査の期間の目標1年未満	218(9)	213(18)	342(3)	382(4)	277(3)	248(7.4)

イ 平成29年終結事件処理日数別事件数

平成29年の終結事件の処理日数別事件数は、次表のとおりである。

全ての事件が、目標期間内に終結した。

（単位：件）

処理日数	事件数			構成比（%）
	命令・決定	取下げ・和解	計	
6か月未満	-	4(4)	4(4)	100
6か月以上～10か月未満	1(1)	1	2(1)	
10か月以上～1年未満	1	1	2	
1年以上～1年6か月未満	-	-	-	-
計	2(1)	6(4)	8(5)	100

（注）（ ）は内数で、審査の期間の目標が10か月未満のもの。

10 初審事件一覧

事 番	件 号	申 立 年月日	申 立 人 (組合種別)	被申立人 (業種)	申立事項		担当委員			処理経過 (終結事由)
					7 条 該 当 号	申立内容	審 査 委 員	労 側 参 与	使 側 参 与	
年	号	終 結 年月日								
28	4	28. 5. 12	X 労働組合 (合同労組)	社会福祉法人Y (医療、福祉)	1 2	不利益取扱、 団交拒否	後藤	高島	生山	3月15日命令 書写しを交付 した。
		29. 3. 15						佐田	竹内	
	6	28. 8. 19	X 労働組合 (合同労組)	Y株式会社 (建設業)	2	団交拒否	井上 (智)	上野	宮田	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。
		29. 1. 19						鍋島	廣瀬	
	7	28. 10. 12	X 労働組合 (合同労組)	社会福祉法人Y (医療、福祉)	2	団交拒否	所	佐田	船越	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。
29. 2. 2		大塚						松岡		
8	28. 11. 1	X 労働組合 (合同労組)	社会福祉法人Y (医療、福祉)	1 2 3	不利益取扱、 不誠実団交、 支配介入	山下	隈本	竹内	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。	
	29. 9. 15						高島	大石		
9	28. 12. 1	X 労働組合 (合同労組)	株式会社Y (生活関連サービ ス業、娯楽業)	2	不誠実団交	後藤 大坪	大塚	宮田	8月30日命令 書写しを交付 した。	
	29. 8. 30						鍋島	廣瀬		
29	1	29. 2. 24	X 労働組合 (合同労組)	社会福祉法Y (医療、福祉)	1 2 3	不利益取扱、 不誠実団交、 支配介入	山下	上野	大石	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。
		29. 9. 15						隈本	竹内	
	2	29. 4. 28	X 労働組合 (合同労組)	Y生活協同組合 (複合サービス事 業)	2	不誠実団交	五十君	島添	松岡	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。
		29. 8. 31						高島	有馬	
	3	29. 8. 9	X 労働組合 (合同労組)	株式会社Y (生活関連サービ ス業、娯楽業)	1 3	不利益取扱、 支配介入	南谷	隈本	竹内	11月20日第2 回調査を行っ た。
								高田	松岡	
	4	29. 8. 22	X 労働組合 (合同労組)	株式会社Y (卸売業、小売業)	2	団交拒否	井上 (智) 山下	島添	宮田	関与和解が成 立し、取下書が 提出された。
		29. 11. 14						大塚	有馬	
5	29. 8. 31	X 労働組合 (合同労組)	Y農業協同組合 (複合サービス事 業)	1 2 3	不利益取扱、 団交拒否、 支配介入	所	上野	松岡	12月15日第2 回調査を行っ た。	
							堂原	熊手		
6	29. 10. 18	X 労働組合 (合同労組)	株式会社Y (生活関連サービ ス業、娯楽業)	1 2 3	不利益取扱、 団交拒否、 支配介入	大坪	隈本	竹内	11月30日第1 回調査を行っ た。	
							吉村	樋口		
7	29. 11. 8	X 労働組合 (合同労組)	株式会社Y (教育、学習支援業)	1 3	不利益取扱、 支配介入	山下 徳永	島添	宮田	12月18日第1 回調査を行っ た。	
							西村	井上 (真)		
8	29. 11. 22	X 労働組合 (企業労組)	有限会社Y (運輸業、郵便業)	1 2	不利益取扱、 団交拒否	後藤 上田	上野	宮田	12月7日答弁 書が提出され た。	
							吉村	有馬		

注 申立事項、担当委員及び処理経過は、平成29年12月31日（終結事件は終結日）現在

第2節 新規不当労働行為事件の申立概要

平成29年（不）第1号事件

申立人 X労働組合
被申立人 社会福祉法人Y
申立年月日 平成29年2月24日
申立内容 不利益取扱、不誠実団交、支配介入
申立概要

本件は、社会福祉法人Yが、①賃金規程等の改定を撤回しなかったことが、労働組合法7条1号及び3号に、②X労働組合に対し、非開示条項の締結等を含む和解案を提案したことが、労働組合法7条3号に、③X労働組合に対し、組合員Aの退職等を含む和解案を提案したことが、労働組合法7条1号及び3号に、④賃金規程等の改定は不利益変更に当たらないと主張し、X労働組合がその理由について釈明を求めてもこれに応じなかったこと及び⑤和解案について十分な説明を行わなかったことが、いずれも労働組合法7条2号に、それぞれ該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

平成29年（不）第2号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y生活協同組合
申立年月日 平成29年4月28日
申立内容 不誠実団交
申立概要

本件は、Y生活協同組合が、29年4月5日の団体交渉において、X労働組合が要求した退職金の金額や算定方法を開示しなかったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

平成29年（不）第3号事件

申立人 X労働組合
被申立人 株式会社Y
申立年月日 平成29年8月9日
申立内容 不利益取扱、支配介入
申立概要

本件は、株式会社Yが、X労働組合の組合員Aに対し、28年6月以降残業を制限したこと、及び29年5月分以降の給与支給に当たり、組合員Aに対して「業績時間外手当」の支給を停止したことが、労働組合法7条1号及び3号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

平成29年（不）第4号事件

申立人 X労働組合
被申立人 株式会社Y
申立年月日 平成29年8月22日
申立内容 団交拒否
申立概要

本件は、株式会社Yが、未払残業代を議題としたX労働組合による29年6月16日付けの団体交渉申入れに対して、団体交渉を重ねても考えは変わらないなどとして応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

平成29年（不）第5号事件

申立人 X労働組合
被申立人 Y農業協同組合
申立年月日 平成29年8月31日
申立内容 不利益取扱、団交拒否、支配介入
申立概要

本件は、Y農業協同組合が、①組合員A1を雇止めしたことが、労働組合法7条1号及び3号に、②X労働組合による29年2月10日付けの団体交渉申入れに応じなかったことが労働組合法7条2号に、③B部長が、組合員A2及び組合員A3に対しX労働組合から脱退してほしい旨の発言をしたことが労働組合法7条3号に、それぞれ該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

平成29年（不）第6号事件

申立人 X労働組合
被申立人 株式会社Y
申立年月日 平成29年10月18日
申立内容 不利益取扱、団交拒否、支配介入
申立概要

本件は、株式会社Yが、①セクシュアルハラスメント等を理由に組合員Aを解雇したことが労働組合法7条1号及び3号に、②解雇前の団体交渉の合意事項について代表取締役名での確認書締結に応じなかったことが労働組合法7条2号に、③解雇後の3回にわたる組合の団体交渉申入れに応じなかったことが労働組合法7条2号に、それぞれ該当するとして、X労働組合が救済を申し入れた事案である。

平成29年（不）第7号事件

申立人 X労働組合
被申立人 株式会社Y
申立年月日 平成29年11月8日
申立内容 不利益取扱、支配介入

申立概要

本件は、株式会社Yが、①X労働組合の組合員A1及び組合員A2に対し、執拗に叱責するなどの嫌がらせを行い、組合からの脱退を強要し退職を迫ったことが、労働組合法7条1号及び3号に、②X労働組合の組合員A3に対し、組合からの脱退を強要したことが、労働組合法7条3号に、それぞれ該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

平成29年（不）第8号事件

申立人 X労働組合
被申立人 有限会社Y
申立年月日 平成29年11月22日
申立内容 不利益取扱、団交拒否

申立概要

本件は、有限会社Yが、①X労働組合のA執行委員長を雇止めしたことが、労働組合法7条1号に、②X労働組合の29年6月24日付け、7月11日付け、同月12日付け、8月10日付け及び9月28日付け団体交渉申入れに応じていないことが、労働組合法7条2号に、それぞれ該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

第3節 不当労働行為終結事件

1 取下げ・和解によるもの

(1) 取下げによるもの

なし

(2) 無関与和解によるもの

なし

(3) 関与和解によるもの

ア 平成28年(不)第6号事件

申立概要

本件は、Y株式会社が、X労働組合の27年7月14日付け、同年12月11日付け、28年2月12日、同月24日、4月15日及び6月7日付けの団体交渉申入れに対し、組合員AとY株式会社との間で訴訟が継続中であるため団体交渉の場を改めて設ける必要がないと回答するなどしてこれに応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

終結までの経過

申立後、調査3回を行ったところ、28年12月16日の第3回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。29年1月19日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

イ 平成28年(不)第7号事件

申立概要

本件は、X労働組合の組合員4人(いずれも既に退職)の未払時間外賃金支払等について、X労働組合が社会福祉法人Yに団体交渉を申し入れたところ、同法人が、文書を受取拒否するなどしてこれに応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

終結までの経過

申立後、調査3回を行ったところ、29年1月12日の第3回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。2月2日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

ウ 平成28年(不)第8号事件

申立概要

本件は、社会福祉法人Yが、①団体交渉を弁護士に一任したことが労働組合法7条2号に、②事前協議約款を締結しない旨回答したことが労働組合法7条2号及び

3号に、③組合員Aの腕章着用に対してこれを禁止する旨文書で通知したこと及び腕章を着用するなら事務所から出るなどの業務指示を行ったことが労働組合法7条1号及び3号に、それぞれ該当するとして、X労働組合が救済を申し立てた事案である。

終結までの経過

申立後、調査3回、審問3回を行い、29年7月20日に結審した。8月8日、第4回調査（29（不）第1号事件の第5回調査と併せて実施）を行ったところ、関与和解が成立し、和解協定が締結された。9月15日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

エ 平成29年（不）第1号事件

申立概要

49頁参照

終結までの経過

申立後、調査5回を行ったところ、29年8月8日の第5回調査（28（不）第8号事件の第4回調査と併せて実施）において関与和解が成立し、和解協定が締結された。9月15日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

オ 平成29年（不）第2号事件

申立概要

49頁参照

終結までの経過

申立後、調査3回を行ったところ、29年8月4日の第3回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。8月31日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

カ 平成29年（不）第4号事件

申立概要

50頁参照

終結までの経過

申立後、調査2回を行ったところ、29年11月7日の第2回調査において関与和解が成立し、和解協定が締結された。11月14日、申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

(4) 和解認定等を行ったもの

ア 和解認定

イ 和解調書の作成

ウ 執行文の付与

本年は、ア～ウのいずれについても申立てはなく、和解認定等を行わなかった。

2 命令・決定によるもの

(1) 平成28年(不)第4号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X労働組合(以下「組合」という。)
- (2) 被申立人 社会福祉法人Y(以下「法人」という。)

2 事案の概要

本件は、法人が、①組合の組合員Aに対し、28年2月1日付けで、育成課から総務課(営繕業務)へ配置転換を行ったこと(以下「本件配転」という。)、及び②Aに対し27年冬季賞与を支給しなかったことが、いずれも労働組合法7条1号に、③組合の28年2月1日付け、同月29日付け及び同年3月18日付け各団体交渉要求に応じなかったことが、労働組合法7条2号に該当するとして、組合が救済を申し立てたものである。

3 審査経過

28年5月12日に申立て後、調査3回、審問2回を行い、29年3月15日両当事者に命令書写しを交付した。

4 命令主文の要旨

- (1) 法人は、組合が28年2月1日付け、同月29日付け及び同年3月18日付けで申し入れた各団体交渉要求に速やかに応じること。
- (2) 誓約文を交付すること。

5 判断要旨

(1) 本件配転について

27年11月11日、法人が、職員約70名に対し、Aの復職について、「配置業務は、総務課で所管する営繕業務を予定しています。」と記載した電子メールを送信しているなどの事実からすれば、法人は、遅くとも同日までに同人の復職後の配置先を総務課(営繕業務)とすることを決めていたものと認められる。

一方、組合が法人に対し、Aの組合加入を通知したのは、同月19日であり、同日以前に法人がAの組合加入を知っていたとは認められない。

以上のように、法人は、Aの組合加入を知る前に本件配転を決めていたのであるから、その余を判断するまでもなく、本件配転は、Aが組合員であるが故に行われたとは認められず、労働組合法7条1号に該当しない。

(2) Aへの27年冬季賞与の不支給について

法人は、支給対象期間における就労の有無により賞与の支給を決めていたと認められ、このような取扱いは、Aの組合加入の前後を問わず一貫しており、

同人の組合加入によってその対応を異にしたとまでは認められない。

よって、法人がAに27年冬季賞与を支給しなかったことは、同人が組合員であることを理由としたものとは認められないから、Aへの27年冬季賞与の不支給は、労働組合法7条1号に該当しない。

(3) 団体交渉拒否について

ア 本件団体交渉要求において組合が求める協議事項は、①Aの育成課への復職に関する事項と②同人の懲戒解雇に係る未解決事項と見ることができる。

イ 法人は、3回の団体交渉において双方の主張に大きな隔たりがあり、団体交渉は平行線をたどっていた旨主張するので、まずこの点について検討する。

①Aの育成課への復職に関する事項のうち、Aを同課に戻すことについては、3回の団体交渉を通じて協議がなされており、双方の主張が根本的に対立し交渉が進展する見込みがなくなったものと見られなくもない。

しかし、育成課への復職に関する事項には、配置転換に伴う給与減額の問題も含まれており、これに関する代償措置や激変緩和措置などが協議されることも十分考えられるところであるが、法人が減額の内容を説明したことは認められるものの、代償措置などの点についての協議は行われておらず、いずれかの譲歩により交渉が進展する見込みが全くなくなったとはいえない。

②Aの懲戒解雇に係る未解決事項については、法人は、第1回団体交渉で組合の要求に対する回答文書の内容を説明したのみであり、第2回団体交渉では協議されておらず、第3回団体交渉でも、27年冬季賞与について、賞与の支給対象期間に勤務していない者には支払わない旨回答しただけであるから、交渉が進展する見込みが全くなくなったとまでは言い難い。

ウ 法人は、組合が団体交渉において具体的な意見を出さなかったとも主張する。

しかし、組合は27年12月11日の第1回団体交渉で初めて本件配転を知らされたことなどからすれば、3回の協議がいずれもAの配置先の問題に集中し、その他の事項について具体的な意見が出されなかったこともやむを得ない。

エ 以上のように、本件団体交渉要求に対し、法人がこれを拒否する正当な理由があると認められないから、法人が本件団体交渉要求に応じなかったことは、労働組合法7条2号に該当する。

(2) 平成28年(不)第9号事件

1 当事者

(1) 申立人 X労働組合(以下「組合」という。)

(2) 被申立人 株式会社Y(以下「会社」という。)

2 事案の概要

本件は、28年11月24日に行われた組合員Aの解雇問題等に係る団体交渉において、会社が、①就業規則を明示していたとの根拠を示さないまま退席し、団体交渉申入れの要求事項に係るその後の協議を拒否したこと、及び②会社役員らを出席させず、代理人弁護士のみを出席させたことが、労働組合法7条2号に該当するとして、組合が救済を申し立てたものである。

3 審査経過

28年12月1日に申立て後、調査4回、審問2回を行い、29年8月30日両当事者に命令書写しを交付した。

4 命令主文の要旨

(1) 会社は、組合が28年11月10日付けで申し入れた団体交渉に直ちに応じること。

(2) 会社は、今後の団体交渉において、団体交渉申入事項に対する回答及び自己の主張について、その根拠を具体的に説明しなければならないこと。

ア 団体交渉申入事項について文書で回答するのみで協議に応じないこと。

イ 十分な団体交渉を行うことなく、裁判で争えばよいとして協議に応じないこと。

ウ 十分な協議を行うことなく団体交渉を打ち切ること。

(3) 誓約文を交付及び掲示すること。

5 判断要旨

(1) 28年11月24日の団体交渉(以下「本件団体交渉」という。)における会社の対応について

ア 組合の要求事項(1)から要求事項(6)の義務的団体交渉事項該当性について

(ア) 要求事項(1)から要求事項(5)は、いずれもAの労働時間、給与等に関わる事柄であり、また、要求事項(6)の「Aの解雇問題についての継続協議」は、同人の給与及び労働の具体的内容に関わる事柄である。

したがって、要求事項(1)から要求事項(6)は、義務的団体交渉事項に当たる。

(イ) 就業規則は労働条件を規定したものであって、それを従業員にどのように周知するかは労働条件に関する事項であり、また、使用者に処分可能な

事項であるから、就業規則の周知方法に係る説明は、義務的団体交渉事項に当たる。

イ 本件団体交渉において、会社は就業規則を明示していたとの主張の根拠を示さないまま退席したといえるかについて

(ア) 本件団体交渉では、要求事項（１）のAの労働条件の問題について、まず、組合が、Aの雇用契約書が作成されていないことを前提に、同人に労働条件が明示されていないのではないかと質したのに対し、会社が労働条件は就業規則でもって明示していると答えたことから、組合が就業規則の周知方法について質すといった経過をたどったものである。そして、本件団体交渉は、就業規則の周知方法についての議論が交わされた段階で終了している。

(イ) 組合は、会社に対して就業規則の備付けの場所等の具体的な内容を尋ねているが、これに対する会社の回答は、言われれば出すというものに止まるから、会社が質問に誠実に答えていたとは到底いい難い。

また、「就業規則の存在を知らないなら、どこかに置いていたって同じことでしょう。」とのB弁護士の発言に見られるように、会社には誠実な対応を通じて組合の理解を得ようとする姿勢に欠けていたといわざるを得ない。

このように、会社は本件団体交渉において、自己の主張を相手方が理解し納得することを目指して誠意をもって団体交渉に当たる義務を果たさないうまま、一方的に退席したといわざるを得ない。

ウ 本件団体交渉において、会社は団体交渉申入れにおけるその余の要求事項について協議をしなかったといえるかについて

(ア) 会社の次の議題に移るのであれば交渉を続けるが、義務違反を認めよというのならば交渉は決裂であるとした姿勢は、十分な説明を尽くさないまま一方的に団体交渉を打ち切ろうとしたものと評価せざるを得ず、会社は、団体交渉申入れにおけるその余の要求事項についても正当な理由なく協議をしなかったものといわざるを得ない。

(イ) 会社は、要求事項（１）、（２）、（３）及び（５）について、本件団体交渉の前に、既に書面により回答を行っている旨主張する。

しかし、団体交渉とは、労働者の待遇又は労使関係上のルールについて合意を形成することを主たる目的として行われるものであり、会社が要求事項について諾否を回答すればそれ以上の交渉は必要ないというものではない。

また、団体交渉については直接労使が話し合う方式によることが原則であり、本件でも、当事者間に書面によって交渉するとの合意はないので、会社が書面により回答したからといって、団体交渉応諾義務が尽くされたことにはならない。

エ 上記イ、ウの会社の対応が不誠実団体交渉に当たるかについて

本件団体交渉における会社の対応が、使用者に求められる合意形成の可能性を模索する姿勢とはかけ離れたものであることは、上記イ、ウのとおりである。

また、第2回団体交渉及びその後の会社の対応を見ると、会社には、①団体交渉は文書のやり取りで足りるとする姿勢を明確にしている、②Aが機密情報を外部に漏えいしたとする点について、例えばどのような種類の情報をどのように漏えいしたのかについて説明すること等は可能であるにもかかわらず、何らの説明もしようとしない、③会社の回答に納得できないのであれば、裁判を起こしてもらいたいとして、Aの処遇について真摯に回答しようとしない、といったことが窺われる。

このような本件団体交渉以前の会社の一連の不誠実な対応は、その後に開かれた本件団体交渉における姿勢にも表れている。

以上のように、本件団体交渉における会社の対応は不誠実であるといわざるを得ず、労働組合法7条2号に該当する。

(2) 団体交渉出席者について

使用者側の団体交渉出席者は、使用者が団体交渉事項に応じて自ら定めるべき事項であるから、使用者が団体交渉出席者を代理人弁護士のみとしたとしても、そのことから直ちに使用者側の対応が不誠実となるものではない。

しかしながら、例えば、会社の事情をほとんど把握していない代理人弁護士のみが団体交渉に出席し、そのため団体交渉に支障を来したというような特別の事情がある場合は、代理人弁護士のみを出席させた使用者の対応が不誠実であると評価されると考えられる。

本件団体交渉では、B弁護士は、組合が就業規則の具体的な備付場所を尋ねたのに対して具体的に答えていないが、この点を除けば、同弁護士が会社の事情についてほとんど知らなかったというまでの事実は認められない。

団体交渉において、組合が使用者に対し、要求事項に関連する事柄についての事実関係の確認を求めることは当然予測されることであるから、使用者にはそうした事態に対応できる者を出席させることが望まれる。しかし、使用者にはそのような者を常に団体交渉に出席させなければならないというまでの義務があるとはいえない。B弁護士が組合の事実確認に対応ができなかったのは本件団体交渉が初めてであり、同弁護士のみが団体交渉に出席したことによって直ちに団体交渉に支障を来したとまではいえない。

第4節 労組法第22条第1項に基づく強制権限行使の申立て

本年は、労組法第22条第1項に基づく強制権限行使の申立てはなかった。

第5節 労組法第27条の2第1項に基づく公益委員の除斥

本年は、労組法第27条の2第1項に基づく公益委員の除斥はなかった。

第6節 労組法第27条の3に基づく公益委員の忌避

本年は、労組法第27条の3に基づく公益委員の忌避はなかった。

第7節 労組法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令及び物件提出命令

本年は、労組法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令及び物件提出命令の申立てはなかった。

第8節 労委規則第32条の2の規定に基づく当事者の追加

本年は、労委規則第32条の2に基づく当事者の追加はなかった。

第9節 労委規則第40条の規定に基づく審査の実効確保の措置

本年は、労委規則第40条に基づく審査の実効確保の措置はなかった。

第10節 確定命令不履行通知

本年は、労組法第27条の13第2項及び労委規則第50条第2項の規定に基づく確定命令不履行通知はなかった。